認　定　書

国住指第　915　号
平成 25 年 8 月 1 日

昭和フロント株式会社
代表取締役社長　長谷川　伸二 様

国土交通大臣　　太田　昭宏

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号の二ロ及び同法施行令第 109 条の 2（20 分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
   EB-1080

2. 認定をした構造方法等の名称
   アルミニウム合金製ルーバー窓

3. 認定をした構造方法等の内容
   別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。